

(6)元禄9（1696）年 安龍福ら来航後の対応と国外退去命令

6月13日、朝鮮人来航の報、江戸到着。老中大久保加賀守へ届け出る。22日、大久保へ、①朝鮮船の青谷入港、②青谷から賀露東禅寺への移送について報告し、あわせて藩からの口上書と「朝鮮人書記」を提出する。翌23日、大久保加賀守より①対馬通詞派遣の旨、②賀露東禅寺へ留め置くことの禁止、③朝鮮人の長崎移送は海路にすべき旨を伝えられる。26日、大久保加賀守の意向を伝える飛脚、鳥取へ向け出発（以上「御用人日記」）。26日以降、安龍福ら朝鮮人を湖山池（鳥取市）の青島へ入れ置く（「増補珍事録」、「因府歴年大雑集」は7月17日とする）。7月19日、藩主綱清、江戸より鳥取へ帰着。22日、和田瀬兵衛に朝鮮人作廻を申し付ける（以上「控帳」）。8月1日、大谷・村川家に竹島渡海禁止の旨を申し渡す（「控帳」、「御用人日記」）。

8月4日、先月25、26日の江戸発の飛脚が到着し、朝鮮人を長崎へ送らず、直接帰国させるべき旨の大久保加賀守の指示が伝えられる。同日、平井金左衛門・辻晩庵、湖山池の青島へ行き、朝鮮人へ即刻帰帆すべき旨を伝える。ただし、濁水により出船できず。6日、朝鮮船、賀露港を出港。同日、朝鮮船の帰国を江戸に伝える使者、鳥取を出発。

史料12 「御用人日記」 6月22日条。老中大久保加賀守、朝鮮人ら「願之儀有之様子ニ申」すも長崎へ行くことを拒むため、対馬藩より通辞を派遣させることを決定する

Handwritten Japanese text in cursive style, likely a copy of the diary entry mentioned in the text. The text is written vertically and appears to be a transcription of the original document.

(六月三日)  
(前略)

大久保加賀守殿江御聞役吉田平馬を以委細之御口上書、並朝鮮人書記も一所ニ御差出被遊候処、翌廿三日従加賀守殿平馬御招被仰渡候は、朝鮮人御伺之趣御仲ケ間中江も被仰談候、長崎江御人御添御送可被成候、併長崎江被遣候儀於御国御家来申聞候とも、通辞無之候ては聞込申間敷候、願之儀有之様子ニ申候ハ、長崎江参候儀承引申間敷候、左様之所随分被遣候、為通辞宗次郎殿御家来、并通辞兩人被仰付被遣候旨被仰渡候。又翌日平馬御招御書付被成御渡候。則御書付御国江従將監相達之。

史料13 「御用人日記」 8月1日条。大谷・村川家に竹島渡海制禁を申し渡す

(八月一日)

一、伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉江、向後竹嶋渡海之儀制禁被仰出之旨、最前御在府之内被成御奉書、御帰国之上を以、右之段市兵衛・甚吉江被仰渡候様、大久保加賀守御差図ニ付て、今日弥可為制禁之旨被仰付之。

荒尾修理江、此旨可申付之由被仰渡、御奉書之写も修理江御家老より相渡。  
追加、村川市兵衛・大屋甚吉江被仰渡、奉畏之旨、江戸御連署を以被仰上之。

史料14 「御用人日記」 8月6日条。老中より「朝鮮国通用之儀」は対馬以外では取り上げない「御大法」であるので、国外へ追い返すよう指示が伝えられ、朝鮮人、鳥取より退去

(八月六日)

一、朝鮮船小山青嶋江御入置被遊候段々、江戸江御伺被成、就夫最前宗刑部大輔殿より御老中江御存寄之趣被仰上候由ニ付て、惣て朝鮮国通用之儀、対州之外御取上ケ不被成御大法ニ候之間、追返候様ニと御奉書出ル。并宗次郎殿よりも、其趣申来付て、先月廿五日、廿六日從江府之両飛脚、一昨日到着、依之、則一昨日平井金左衛門儀、青嶋へ辻晚庵同道にて罷越、帰帆候様申聞候。然共、加路小山之川筋、頃日天氣続候故、水浅、船通り兼、掘せ申付て、朝鮮船之出船延引仕、今日加路湊出船仕段見届、金左衛門・晚庵罷帰、登城、此趣御家老迄申達。